

中央区「セーフティマーク」使用に係る 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

中央区商店街連合会

商店街における感染症防止対策ガイドライン(全国商店街振興組合連合会)に準拠し基本的な感染防止対策の基準を策定する。

1 個店における取組

(1) 商店街に属する各店舗

- ☑ テーブル、いす、ドアノブ、押しボタン等の共用部の清掃や定期的なアルコール消毒
- ☑ 入り口のドアや窓を開け、常時換気扇を回すなど、こまめな換気に努める
- ☑ 多数来店時の入場制限など、密にならないようお客様の整理誘導
- ☑ 入退店時や会計時のレジ等における客同士の間隔の確保

(2) 従業員

- ☑ 出勤前の検温、体調観察、発熱等の症状がある場合の出勤制限など従業員の健康管理の徹底
- ☑ 従業員のマスク又はフェイスガードの着用、こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- ☑ 使用済みの食器やごみを扱う際は手袋着用又はその後の手洗いの徹底
- ☑ ユニフォームのこまめな洗濯
- ☑ トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止
- ☑ 従業員の休憩スペースの利用人数の制限
- ☑ 現金、カード等の受渡しの際はトレイを使用

(3) 来客の皆様への注意喚起

- ☑ マスクの着用、咳エチケット
- ☑ 37.5℃以上の発熱等の症状がある方の入場制限
- ☑ 入店時、トイレ使用時の手指消毒
- ☑ 適切な距離(2m)の確保や大声での会話を控えて頂く

2 商店街における取組(イベント(お祭り、セール、抽選会等)等)

- ☑ 3密(密閉、密集、密接)にならないよう工夫し、混雑を避ける
- ☑ 会場受付には手指消毒液のほか、サーモグラフィーや非接触式体温計を設置する
- ☑ 清掃、消毒、換気を徹底する
- ☑ マスクの着用や手指消毒を徹底する
- ☑ マスク着用の場合、耳の不自由な方が困らないよう筆談等の配慮
- ☑ パンフレット等の配布物は手渡しせず据え置きで配布する